

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年7月24日

分任支出負担行為担当官

中部空港事務所長 原田 隆幸

1. 工事概要

- (1) 工事名 小松空港エプロン照明灯キュービクル変圧器交換その他工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 石川県小松市浮柳ヨ21 (小松空港内)
- (3) 工事内容
本工事は、小松空港に設置されているエプロン照明灯キュービクルに設置されている変圧器の交換を行うものである。
 - 1) P系高圧盤変圧器交換工事
対象設備における変圧器の交換を行う。
 - ・ 3φ3W 6600/210V 50KVA 1台
 - 2) S系高圧盤変圧器交換工事
 - ① 既設変圧器の撤去を行う。
 - ・ 3φ3W 6600/210V 30KVA 1台
 - ② P系高圧盤から撤去した変圧器を設置する。
 - ・ 3φ3W 6600/210V 50KVA 1台
- (4) 工期 契約締結の翌平日から令和8年3月19日まで
- (5) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (6) 本工事は、入札等を電子調達システムで行う対象工事である。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。
- (8) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（「特例監理技術者」という。）の配置を認めない工事である。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 開札時までに大阪航空局の令和7・8年度一般（指名）競争参加資格「電気工事業」の「A又はB等級」に格付けされ、大阪航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
但し(3)の再認定を受けている者を除く。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 入札説明書の交付を受けた者、又は電子調達システムからダウンロードした者であること。
- (9) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官中部空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については入札公告：別紙を参照。）。

3. 入札手続等

- (1) 担当部局
〒479-8787 愛知県常滑市セントレア1丁目1番地
大阪航空局 中部空港事務所 総務課
電話 0569-38-2182
FAX 0569-38-2156

- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク
電話番号 0570-000-683 (ナビダイヤル)
03-4332-7803 (IP電話等をご利用の場合)
- (3) 入札説明書の交付期間及び方法
交付期間 令和7年7月24日午前9時から令和7年8月7日午後5時まで。
交付方法 3. (1)の場所にて紙媒体にて配布することに加え、電子データによる配布も行う。電子データによる受け取りを希望する者は、電子調達システムにてダウンロードするか、電子メールにて受け取りたい旨を3. (1)の配布場所へFAXにて連絡すること。なお、FAXには件名、社名、担当者及び送付先メールアドレスを漏れなく記載すること。
- (4) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法
令和7年7月24日から令和7年8月8日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までの間。)
1) 電子調達システムによる参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を3. (2)に掲げるURLに提出しなければならない。
2) 紙入札方式による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を3. (1)に掲げる場所に持参又は郵送(必着)にて提出しなければならない。
- (5) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法
入札日時 令和7年9月3日 午前9時から午後5時まで
提出方法 電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、入札日の午前9時から午後5時までに3. (1)あて持参すること(郵送又は託送による提出は認めない。)
なお、入札書に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記することにより、入札書への押印を省略することができる。
ただし、押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない。
開札日時 令和7年9月4日 午前11時
開札場所 大阪航空局 中部空港事務所 4階入札室

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
1) 入札保証金 免除。
2) 契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 配置予定監理(又は主任)技術者の確認
落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書の差替えは認められない。
- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 2. (3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3. (4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、2. (3)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。
- (10) 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。
詳細は特記仕様書等による。
- (11) 詳細は入札説明書による。

【別紙】

件名： 小松空港エプロン照明灯キュービクル変圧器交換その他工事

【発注概要】

本工事は、小松空港に設置されているエプロン照明灯キュービクルに設置されている変圧器の交換を行うものである。

- | | |
|---|----|
| 1) P系高圧盤変圧器交換工事
対象設備における変圧器の交換を行う。
・ 3φ3W 6600/210V 50KVA | 1台 |
| 2) S系高圧盤変圧器交換工事
① 既設変圧器の撤去を行う。
・ 3φ3W 6600/210V 30KVA | 1台 |
| ② P系高圧盤から撤去した変圧器を設置する。
・ 3φ3W 6600/210V 50KVA | 1台 |

競争参加資格の「予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官中部空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。

1. 履行実績

平成22年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記の要件を満たす工事の実績を有するものであること。

(元請としての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。)

なお、国土交通省又は内閣府沖縄総合事務局が発注した上記工事の施工実績の場合にあっては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

- ・ 1面以上で構成される高圧受配電設備の製造又は空港制限区域内における高圧受配電設備の設置、改造若しくは修理の実績

2. 作業責任者

次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は生じない。

(1) 主任技術者は、1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有するものであること。監理技術者は、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(2) 1. に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、工事の経験は、監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者の経験とする。

(3) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(4) 競争に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

3. 緊急事態発生の場合の連絡体制が整備されていること。

4. 契約から完了までの業務計画の内容が適正であること。

なお、記述のないもの又は著しく不適正な内容である場合は、競争参加資格を認めない。